

山梨県公報

第二千八百七十七号

平成三十一年

四月十八日

木曜日

目次

○特定非営利活動法人の設立の認証申請	一四五
○落札者の決定について	一四五
○狩猟免許試験及び狩猟免許の更新に係る適性検査等の実施	一四五
○土地改良区役員の退任及び就任	一四六
○基本測量の終了	一四七
○公共測量の終了	一四八
○開発行為に関する工事の完了について	一四八
○公安委員会	一四八
○技能検定員等審査の実施	一四八

公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請
特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、山梨県県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。
平成三十一年四月十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 申請のあった年月日 平成三十一年三月二十九日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人Colense
 - 2 代表者の氏名 前橋由佳
 - 3 主たる事務所の所在地 山梨県甲府市城東五丁目十七番二十一号
 - 4 定款に記載された目的 この法人は、女性がより輝ける社会を実現するため、自己啓発セミナーの実施や女性の起業支援に関する事業を行い、女性の積極的な社会

参画を促し社会的地位向上に寄与することを目的とする。
三 縦覧期間 平成三十一年四月十日から同年五月十日まで

● 落札者の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。
平成三十一年四月十八日

山梨県立あけぼの医療福祉センター所長 佐 藤 英 貴

- 一 落札に係る役務 山梨県立あけぼの医療福祉センター清掃業務一式
- 二 契約に関する事務を担当する所属
 - (一) 名称 山梨県立あけぼの医療福祉センター
 - (二) 所在地 山梨県韮崎市旭町上條南割三千二百五十一番一
- 三 落札者を決定した日 平成三十一年三月二十七日
- 四 落札者
 - (一) 名称 株式会社アサヒ総合サービス 代表取締役 長沼信之
 - (二) 住所 山梨県甲府市中小河原一丁目十一番十号
- 五 落札金額 二千九百八十八万円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日 平成三十一年三月七日

● 狩猟免許試験及び狩猟免許の更新に係る適性検査等の実施

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)以下「法」という。第四十一条及び第五十一条第二項の規定により、狩猟免許試験等を次のとおり実施する。
平成三十一年四月十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

第一 狩猟免許試験

一 試験日時

- 1 第一回 平成三十一年八月二十日(火)及び同月二十一日(水)(いずれの日であるかは、申請者ごとに知事が別に指定する。)午前九時二十分から午後四時まで

- 2 第二回 平成三十二年一月二十五日(土)及び同月二十六日(日)(いずれの日であるかは、申請者ごとに知事が別に指定する。)午前九時二十分から午後四時まで
- 二 試験場所 甲府市川田町五百十七番地山梨県立青少年センター
- 三 受験資格 法第四十条各号のいずれにも該当しない者であること。
- 四 試験科目
 - 1 適性試験 視力、聴力及び運動能力
 - 2 知識試験 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、猟具、鳥獣並びに鳥獣の保護及び管理に関する知識
 - 3 技能試験 猟具の安全な取扱い方、瞬間的な鳥獣の判別等
- 五 受験手続
 - 1 提出書類 次に掲げるものとする。
 - (一) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則(平成十四年環境省令第二十八号。以下「規則」という。)第四十八条第一項に規定する免許申請書
 - (二) 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第四条第一項第一号の規定による許可(以下「猟銃等の所持の許可」という。)を受けている場合においては、その許可証の写し
 - (三) 猟銃等の所持の許可を受けていない場合にあつては、その者が法第四十条第二号から第四号までに該当しないことについての医師の診断書(おおむね申請前六月以内のもの)
 - (四) 申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身かつ無背景の縦の長さ三・〇センチメートルかつ横の長さ二・四センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの 一枚
 - 2 狩猟免許申請手数料 五千二百円(法第四十九条各号に掲げる者にあつては、三千九百円。狩猟免許申請書に狩猟免許申請手数料の額に相当する額面の山梨県収入証紙を貼り付け、消印はしないこと。)
- 六 申請書の受付期間
 - 1 第一回 平成三十一年六月三日(月)から同年七月十日(水)まで(山梨県の休日を含める条例(平成元年山梨県条例第六号)に規定する県の休日(以下「県の休日」という。))を除く日の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで。ただし、郵送の場合は、同日までの消印のあるものを有効とする。
 - 2 第二回 平成三十一年十一月一日(金)から同年十二月十二日(木)まで(県の休日を除く日の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで。)

- だし、郵送の場合は、同日までの消印のあるものを有効とする。
- 七 申請書の提出先 申請者の住所地を所管する山梨県林務環境事務所森づくり推進課
 - 第二 狩猟免許の更新に係る適性検査等
 - 一 適性検査の日及び場所 住所地を所管する山梨県林務環境事務所において確認すること。
 - 二 適性検査の対象者 平成三十一年九月十四日まで有効の狩猟免許を持っている者で、狩猟免許の更新を受けようとするもの
 - 三 適性検査の内容 視力、聴力及び運動能力
 - 四 適性検査に併せて実施する講習の内容 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、猟具、鳥獣並びに鳥獣の保護及び管理
 - 五 申請の手続
 - 1 提出書類 次に掲げるものとする。
 - (一) 規則第五十八条第一項に規定する免許更新申請書
 - (二) 第一の五I(二)に掲げる書類
 - (三) 第一の五I(三)に掲げる書類
 - (四) 第一の五I(四)に掲げる書類
 - 2 狩猟免許更新申請手数料 二千九百円(狩猟免許更新申請書に二千九百円に相当する額面の山梨県収入証紙を貼り付け、消印はしないこと。)
 - 六 申請書の受付期間 平成三十一年六月三日(月)から同月二十八日(金)まで(県の休日を除く日の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで。)
 - 七 申請書の提出先 申請者の住所地を所管する山梨県林務環境事務所森づくり推進課
 - 第三 問合せ先 山梨県森林環境部みどり自然課(電話〇五五―二二三―一五二〇)又は申請者の住所地を所管する山梨県林務環境事務所森づくり推進課
- 土地改良区役員の退任及び就任
- 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十七項の規定により、西保堰土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。
- 平成三十一年四月十八日
- 山梨県知事 長 崎 幸太郎
- 一 退任

二 就任

役職名	氏名	住 所	退任年月日
理事長	上野寛一	山梨市市川三百九十四番地	平成三十一年三月三十一日
理事	丸山広男	山梨市市川千八百七十八番地 一	同
同	市川栄樹	山梨市市川九百六十六番地	同
同	山寺淳	山梨市市川千百十番地七	同
同	塩沢昌和	山梨市市川千五百五十六番地	同
同	古屋十志夫	山梨市北四番地	同
同	窪田学	山梨市北四百八十九番地	同
同	鶴田誠司	山梨市北六百二番地二	同
同	雨宮孝二	山梨市西千九百七十四番地	同
同	手島英惟	山梨市西二千五百四十九番地	同
同	佐藤国史	山梨市西千二百二十五番地	同
監事	古屋博	山梨市市川千九百三十八番地	同
同	金丸勇	山梨市市川六百七番地	同
同	雨宮尚二	山梨市北八百六十一番地	同
同	鈴木豊一	山梨市西四百五十七番地	同

● 基本測量の終了

役職名	氏名	住 所	就任年月日
理事長	雨宮進	山梨市市川千八百二番地	平成三十一年四月一日
理事	丸山巖	山梨市市川千九百六十番地	同
同	矢崎一巳	山梨市市川千六百三十三番地	同
同	三枝喜雄	山梨市市川三百八番地一	同
同	矢崎孝一	山梨市市川二百七十七番地五	同
同	雨宮清紀	山梨市北千四十二番地	同
同	深沢糸子	山梨市北三番地四	同
同	鶴田馨	山梨市北二百三番地	同
同	小林昭徳	山梨市西二千二百八十四番地	同
同	武藤孝明	山梨市西千九百二十三番地	同
同	鈴木一仁	山梨市西千四百四十五番地二	同
同	市川武則	山梨市市川千九百九十四番地	同
監事	根津富士夫	山梨市市川八百六十四番地	同
同	大村英仁	山梨市北六百三十七番地	同
同	佐藤勝也	山梨市西二千七番地	同

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定により国土地理院の長から次のとおり基本測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同条第三項の規定により公示する。

平成三十一年四月十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正、国土広域情報修正）
- 二 測量の地域 山梨県全域
- 三 測量の期間 平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで

● 公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により山梨県から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十一年四月十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 公共測量（一級水準測量）
- 二 測量の地域 甲府市、甲斐市、笛吹市、中央市及び中巨摩郡昭和町
- 三 測量の期間 平成三十年十一月一日から平成三十一年三月十五日まで

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第二項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成三十一年四月十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 北杜市白州町鳥原字向林二千九百十三番のの一の一部
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

住所	氏名
北杜市白州町鳥原二千九百十三番の一	サントリースピリッツ株式会社 長 小野武
北杜市白州町鳥原二千九百	サントリープロダクツ株式会社 天然水南アルプス

十三番の一

白州工場 工場長 塚本祐二

公安委員会

● 技能検定員等審査の実施

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号。以下「法」という。）第九十九条の二第四項第一号イの規定による技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「技能検定員審査」という。）及び法第九十九条の三第四項第一号イの規定による自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「教習指導員審査」という。）を次のとおり実施する。

平成三十一年四月十八日

山梨県公安委員会

委員長 武 田 信 彦

- 一 審査の種類 大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許、普通自動車免許、大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許、けん引免許、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許に係る「技能検定員審査」及び「教習指導員審査」
- 二 審査日時及び場所

- 1 審査日時 平成三十一年五月二十一日（火）から同月二十四日（金）までの午前九時から午後五時まで
- 2 審査場所 山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県総合交通センター

三 受付期間及び場所

- 1 期間 平成三十一年五月十三日（月）から同月十七日（金）まで
- 2 場所 山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県警察本部交通部運転免許課教習所指導係

四 審査内容

- 1 技能検定員審査 技能検定に関する技能及び知識
- 2 教習指導員審査 教習に関する技能及び知識
- 五 審査手数料

- 1 技能検定員審査
- (一) 大型自動車免許、中型自動車免許及び準中型自動車免許 二万三千四百円
- (二) 普通自動車免許 一万九千五百円
- (三) 大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許及びけん引免

許 一万四千七百円

(四) 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許 二万五千五百円

2 教習指導員審査

(一) 大型自動車免許、中型自動車免許及び準中型自動車免許 一万四千五百五十円

(二) 普通自動車免許 一万八千八百五十円

(三) 大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許及びけん引免許 九千六百五十円

(四) 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許 一万二千四百五十円

なお、山梨県収入証紙により納付すること。

六 その他

1 審査申請、内容、手続等についての詳細は、山梨県警察本部交通部運転免許課(電話〇五五―二八五―〇五三三(内線五九二))に問い合わせること。

2 技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、審査申請書を提出するとともに、その受けようとする審査に係る運転免許証を提示すること。

大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、当該審査の種類に対応する第一種運転免許に係る技能検定員資格者証又は教習指導員資格者証を提示すること。

なお、審査細目の免除者は、免除該当者であることを証明するものを添付し、申請すること。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番